

## 笠間市議会総務産業委員会記録

令和5年12月4日 午前9時53分開会

### 出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
消防長	菌部恵一君
市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
産業経済部長	礪山浩行君
消防総務課長	安見稔君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
予防課長	中村浩一君
予防課長補佐	猪野利美君
予防課係長	鈴木裕也君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	吉沼克典君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	成田崇君
秘書課G長	須藤弘君

秘書課主査	須藤辰紀君
人事課長	石川浩道君
人事課長補佐	鈴木滋君
人事課G長	横手和昭君
市民課長	飯村美奈子君
市民課長補佐	松本光枝君
市民課G長	池田文徳君
市民課G長	立原好雄君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課G長	川俣真一君
企画政策課G長	片岡昌之君
企画政策課G長	小室正君
企業誘致・移住推進課長	滝田憲二君
企業誘致・移住推進課長補佐	岡部隆君
企業立地推進室長	佐藤隆君
企業誘致・移住推進課G長	山口美徳君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
総務課G長	小西明君
総務課G長	松葉茂博君
総務課G長	関根聡美君
財政課長	山田正巳君
財政課長補佐	本岡亜紀君
契約検査室長	打越英樹君
財政課主査	河内和也君
財政課G長	橋本貴文君
資産経営課長	塩畑猛君
資産経営課長補佐	小貫彰君
資産経営課G長	横須賀忍君
資産経営課G長	島田篤君
税務課長	山崎由美子君
税務課長補佐	山口浩之君
税務課G長	平沢知之君
税務課G長	前野勉君

収 税 課 長	藤 田 優 君
収 税 課 長 補 佐	仲 村 貴 夫 君
収 税 課 長 G 長	藤 崎 敏 英 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
危 機 管 理 課 G 長	鈴 木 恵 寿 君
笠 間 支 所 地 域 課 長	根 本 薫 君
笠 間 支 所 地 域 課 長 補 佐	石 川 真 理 子 君
笠 間 支 所 地 域 課 G 長	鈴 木 桂 一 君
岩 間 支 所 地 域 課 長	島 田 茂 君
岩 間 支 所 地 域 課 長 補 佐	石 井 敬 司 君
岩 間 支 所 地 域 課 G 長	田 辺 覚 君
岩 間 支 所 地 域 課 G 長	柏 剛 史 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
環 境 政 策 課 G 長	持 丸 博 之 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君
資 源 循 環 課 G 長	水 越 禎 成 君
資 源 循 環 課 G 長	飯 島 亮 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君
農 政 課 G 長	石 崎 武 君
農 政 課 G 長	川 又 英 人 君
農 政 課 主 査	安 藏 幸 子 君
商 工 課 長	小 松 崎 守 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 G 長	山 口 富 男 君
商 工 課 G 長	横 須 賀 学 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
観 光 課 G 長	中 山 考 司 君
観 光 課 G 長	塩 田 誠 君

会 計 課 長	前 嶋 典 子 君
会 計 課 長 補 佐	綱 川 葉 子 君
会 計 課 主 査	海老澤 仁 君
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子 君
議 会 事 務 局 次 長 補 佐	鶴 田 貴 子 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子

---

議 事 日 程

令和5年12月4日（月曜日）

午前9時53分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・ 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条について
- ・ 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- ・ 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第78号 笠間市公民連携推進条例について
- ・ 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）
- ・ 議案第87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- ・ 議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- ・ 議案第89号 工事請負契約の変更について
- ・ 議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について
- ・ 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

(2) その他

---

午前9時53分開会

○安見委員長 それでは改めまして、皆様おはようございます。総務産業委員会委員の皆様

様並びに執行部の方々におかれましては総務産業委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

---

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

本日は、傍聴の申出があり、許可したことを御報告いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

---

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務産業委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは初めに、農業委員会事務局、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 農業委員会事務局の福嶋です。よろしくお願いたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、農業委員会事務局所管分の補正予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入についての補正はございません。

続きまして、歳出の補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書の34ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の補正額は42万2,000円を増額するもので、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費等の補正となります。

内容について節ごとに説明させていただきます。

1節報酬13万9,000円は、会計年度任用職員報酬について、人事院勧告に伴う令和5年度給与改定により補正するものであります。

次に、3節職員手当等25万5,000円のうち、上から2段目、パート期末手当2万5,000円は、会計年度任用職員の期末手当について、令和5年度給与改定に伴う支給月数の増により補正するものです。

次に、4節共済費7万2,000円減額のうち、上から2段目、パート共済組合負担金8,000円は、給与改定による支給額等の増や保険料率の上昇に伴い、共済組合負担金の増により補正するものです。

以上で農業委員会事務局所管の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

す。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 会計年度任用職員というのは何名ほどいらっしゃるのですか。

○安見委員長 農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 現在1名おります。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

---

午前9時58分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部消防総務課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 消防本部総務課の安見でございます。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、消防総務課所管分を事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳出についてでございます。

恐れ入りますが、40ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、41ページをお開き願います。4節共済費までは人事課所管でございますので、8節旅費から御説明いたします。

8節旅費8万9,000円の増は、第32回全国救急隊員シンポジウム出席のため、旅費を要望するものです。

10節需用費162万7,000円の増は、来年度新規採用予定職員の貸与品購入経費でございます。

12節委託料につきましては、消防本部警防課所管となります。

17節備品購入費119万円の増は、来年度新規採用予定職員の防火衣などの備品購入費経費でございます。

18節負担金補助及び交付金132万7,000円減のうち、消防総務課分の消防大学校入校負担金30万1,000円の減は、消防大学校へ入校がかなわなかったことにより、減額するものでございます。

次に、3目消防施設費、10節需用費107万5,000円の増は、消防本部屋外ポンプ室に設置されている加圧給水装置が経年劣化により異音が発生し、ポンプの交換、修繕が必要になったためと消防本部庁舎3階多目的ホールのプロジェクタースクリーンの自動巻取り機能の故障により交換、修繕が必要になったため、増額するものでございます。

その下の段、14節工事請負費、17節備品購入費、18節負担金補助及び交付金は、消防本部警防課所管でございます。

42ページ、4目災害対策費は、危機管理課所管でございます。

以上で消防本部消防総務課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 10節需用費、消耗品出ていますね。来年度使うということなのですか。

○安見委員長 消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 今年採用になった職員、新規採用の職員が来年度、令和6年度4月から消防学校へ入校いたします。その時点で使用するものでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 結局、採用って未知数なの。だから、補正なのですか。

○安見委員長 消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 採用試験がございまして、その採用試験の結果、何名合格するかというところが、まず結果は見えないことがありまして、結果が出てからの要望となります。

以上でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 何人採用というのは後でやると違うのですか。一定のボーダーライン超えると、みんな合格してしまうということですか。

○安見委員長 消防長 菌部 恵一君。

○菌部消防長 今年は一応、今のところ5名の予定で採用していただいております。この件につきましては、職員の退職者及び1名の減と、それとそのようなことを総合的に判断しまして、5名採用となります。

それで、4月1日から消防学校に入学するためには、3月中に制服とか防火衣とかそういうものをそろえて、それで消防学校に送り出すために、今年度中の補正ということでございます。

以上です。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 だから、それは突然決まったわけではないでしょう、その採用。どうしても辞める人がいて、急遽採用になったから、では補正組まないと、学校に行けないのだよというので、洋服がないんだよという、制服がないんだよという話なら、なるほどねと思うのですけれども、これは予定されていたものとは違うのですか。

○安見委員長 消防長 菌部 恵一君。

○菌部消防長 ある程度の退職者数に対しての補充ということで予定はされていますが、今年度に限りまして、1名途中で減になったりとかそういうのがありまして、その年によって、または応募者が全員来て、全員が合格の位置に達するまでの実力がない場合にはどうしても採用ができないというような場合もございますので、何名ということはある程度の予定は立つのですが、それに対しての何名というのは決められないというような状況で、補正ということになっております。

以上です。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 最後にしますね。消防の体制というのは、決まっているのと違うんですか。人数だとか、配置だとか。それが、では能力がないから今回ゼロだよといったら、消防の組織ってどうなるのですか。それだけ最後に教えてください。

○安見委員長 消防長 菌部 恵一君。

○菌部消防長 実際、少なくなっては困るというのがありますので、できるだけ採用をしたいということで、毎年計画にのっとりやっております。その中で、大体ある程度人数は予定して採用ということになりますが、どうしてもそれにはかなわない場合には採用できないという場合もあります。でも、最低人員は見込んで、採用していただくようお願いは毎年しているということでございます。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

---

午前10時07分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予防課、議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

予防課長中村浩一君。

○中村予防課長 消防本部予防課の中村でございます。

議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、蓄電池設備について、脱炭素社会の実現に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれる中、その材料や構造などの多様化が進んでいることから、令和5年5月31日に総務省消防庁から、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和6年1月1日から施行することに伴い、笠間市火災予防条例の一部を改正するものです。

従来の蓄電池設備の規制は、自動車のバッテリーなどの開放型の鉛蓄電池を想定した基準となっていましたが、リチウムイオン蓄電池などの普及に伴い、種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しをするものです。また、固体燃料を使用する火器設備等の基準も省令で見直されたことから、所要の基準の整備を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

6ページをお開き願います。

上から7行目になります。第11条第1項第3号の2中、キュービクル式のものにあつてはを削ります。

続いて、最下段になります。第11条の2、第1項第4号中、雨水等を、その筐体は雨水等に改めます。

7 ページをお開き願います。

(蓄電池設備) 第13条第1項を改めます。内容は、蓄電池設備の規制対象の単位をアンペアアワー・セルから、電気エネルギーの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量のキロワット時に変更するものです。

さらに、蓄電池設備が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、出火防止措置等が講じられているものは、条例の規制対象から除きます。また、開放型鉛蓄電池に用いる蓄電池以外については、電解液の漏れ等がないことから耐酸性の床等に設けなくてもよいこととし、各種蓄電池設備における共通的な転倒などの防止措置の適正化を図ります。

次に、2行下になります。第13条第3項を改めます。内容は、屋外に設ける蓄電池設備について、出火防止措置及び延焼防止措置が講じられた消防庁告示で定めた蓄電池設備などは、建築物から3メートル以上の距離を確保しなくてもよいこととします。

次に、8 ページをお開きください。

上から7行目になります。第44条第1項第13号中、(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く)を加え、火災発生時の消防活動の観点から、消防が把握する必要がある蓄電池設備の届出要件を20キロワット時を超えるものと明確にしました。

その2行下の別表第3、火気使用設備の離隔距離について、10ページをお開きください。

4行目に、厨房設備のうち、固体燃料である木炭を燃料とする炭火焼の離隔距離を新たに決めました。

以上が主な改正内容となります。

4 ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和6年1月1日から施行いたします。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置されているもの、また設置の工事中であるものについては、なお従前の例とするものが主な内容となります。

以上で議案第83号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

---

午前10時14分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 消防本部警防課中村でございます。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、警防課所管分を歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳出でございます。

恐れ入りますが、40ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、41ページをお開き願います。

中ほど、12節委託料、電算業務委託料として67万5,000円の増は、消防指令システムの変更のためでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金、警防課分として茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金102万6,000円の減は、令和4年度の余剰金が決定したため、令和5年度で減額するものでございます。

次に、3目消防施設費、下から3段目、14節工事請負費として消防施設撤去工事費83万6,000円の増でございます。これは、地権者の要望により下郷地内の防火水槽を撤去するものでございます。なお、当該地域の消防水利事情に影響を及ぼすまでには至りません。

次に、17節備品購入費として2,216万2,000円の減は、救助工作車と公共施設AEDの更新での契約額の差額を減額するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金として消火栓設置負担金572万円の減は、安居地内の工業地域の道路改良工事に伴う消火栓整備事業でしたが、埋蔵文化調査等により遅延し、年度内の設置が困難となり、減額するものでございます。

以上で警防課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 1点だけ。その下郷地内の防火水槽の撤去に伴う影響はないと言いましたが、ない根拠をお示してください。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 西山委員の質問にお答えいたします。

この下郷地内の防火水槽ですが、約120メートル方眼の中に消防水利を1基以上つけなさいという規定があります。これで、この防火水槽の約50メートル前後に防火水槽と消火栓が1基ずつ設置してあることで、消防力の指針としては影響がないと判断しました。

以上です。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 ということは、過密だったわけですね。だから、それは変な話、間引きではないけれども、管理上はそういうこととしても大丈夫だということ。ということは、ほかにもそういう場所はありますね。出てきますね。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 あります。このほかにも、今の規定前のもともとの防火水槽等が残っておりますので、小さい20立米等の防火水槽は間引きしながら、消防力の基準に見合ったものにしていきたいと思えます。

○安見委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 一応確認です。41ページ、18節負担金補助及び交付金、消火栓設置負担金、これ消火栓何基か、教えてください。

○安見委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 田村委員の質問にお答えいたします。

これは、工業団地内5基を予定していましたが、4か所分の消火栓の設置になります。

以上です。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時21分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課の甘利です。よろしくお願いします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の秘書課所管分について御説明いたします。

初めに、8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

令和6年度当初から業務を行うため、今年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為として設定するもので、秘書課所管分につきましては、まず初めに、上から2行目の広報紙レイアウト作成業務委託でございます。毎月発行する「広報かさま」の紙面構成デザイン、レイアウト等の作成等を委託するもので、限度額を1,400万円とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次の「広報かさま」印刷発送業務委託につきましては、同じく「広報かさま」の印刷業務等の委託をするもので、限度額を1,470万円として、1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の18ページをお開きください。

第21款諸収入、第4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、秘書課所管分は、一番上の海外都市行政調査費補助金の50万円で、この補助金は、茨城県市長会が市長の海外都市の視察研修費用に対し1任期中1回に限り補助金として交付するもので、50万円が上限額となっております。今回、東京2020ホストタウン推進事業として、市長が来年2月にエチオピアを訪問する際の経費に充てることとしております。なお、当該事業の担当課は教育部生涯学習課となり、今回関連経費の歳出補正予算が計上されております。

次に、歳出について主なものを御説明します。

予算書の20ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分につきましては、次の21ページになります。

初めに、7節報償費の記念品代11万円ですが、笠間市表彰の記念品として受賞者に渡す賞状額が、物価高騰の影響で当初予算時より単価が上がったため、不足額を補正するほか、各種大会への笠間市からの記念品代を補正するものでございます。

次の10節需用費の消耗品費162万5,000円のうち、秘書課所管分は55万円で、市への来訪客や市長が視察や関係機関に訪問する際の手土産代、秘書事務に関する事務用品などの費用を補正するものでございます。

次に、ページ中段、2目文書広報費のうち、秘書課所管分としましては、10節需用費のうち、消耗品費の2万5,000円で、新聞購読料の値上げに伴い、不足額を補正するものでございます。

以上が秘書課所管分の補正内容の説明です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時27分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、人事課、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 人事課長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

私から議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和5年人事院及び茨城県人事委員会において給料と期末勤勉手当の引上げ勧告がされたため、特別職及び一般職などの職員の給与改定を行うものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

62ページを御覧ください。

笠間職員の給与に関する条例第20条（期末手当）において、令和5年12月支給期の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。一般職につきましては現行の100分の120から100分の125へ、課長級以上の職員である特定幹部職員を100分の100から100分の105へ、再任用職員のうち、一般職員につきましては100分の67.5から100分の70へ、特定幹部職員を100分の57.5から100分の60へ引き上げるものでございます。

次に、第21条（勤勉手当）において、令和5年12月支給期の勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

63ページを御覧ください。

一般職につきましては現行の100分の100から100分の105へ、特定幹部職員につきましては100分の120から100分の125へ、再任用職員のうち、一般職員につきましては100分の47.5から100分の50へ、特定幹部職につきましては100分の57.5から100分の60へ引き上げるものでございます。

ページ中段の別表第1から84ページまでの給料表につきましては、国等と同様に、給料月額を引き上げるものでございます。

次に、85ページをお開きください。

笠間市職員の給与に関する条例第20条（期末手当）において、令和5年12月支給期の支給割合を100分の5または100分の2.5を引き上げました。この手当を人事院勧告に準じまして、令和6年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。一般職員につきましては100分の125から100分の122.5へ、課長級以上の特定幹部職員につきましては100分の105から100分の102.5へ、再任用職員のうち、一般職員につきましては100分の70から100分の68.75へ、特定幹部職につきましては100分の60を100分の58.75へ改正するものでございます。

次に、第21条第2項（勤勉手当）において、期末手当と同様、令和5年12月支給期に引き上げました支給割合を令和6年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

86ページを御覧ください。

一般職員につきましては100分の105から100分の102.5へ、特定幹部職員につきましては100分の125から100分の122.5へ、再任用職員のうち、一般職員につきましては100分の50から100分の48.75へ、特定幹部職員は100分の60から100分の58.75へ改正するものでございます。

次に、87ページ、88ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例につきましては、一般職と同様に、特別職の令和5年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降の支給割合を6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

続いて、89ページ、90ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましては、国等と同様に、任期付職員の給料表と令和5年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降の支給割合を6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

91ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条及び第25条（期末手当）において、令和5年12月支給期の期末手当の支給割合をフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、現行の100分の120から100分の125へ引き上げるものでございます。

92ページから97ページまでの給料表は、国等と同様に、給料月額を引き上げるものでございます。

98ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条及び第25条において、令和5年12月に引き上げた期末手当の支給割合を令和6年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

60ページ、61ページにお戻りください。

附則でございます。第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めております。常勤職員及び会計年度任用職員の給料表の引上げにつきましては、令和5年4月1日に遡って適用いたします。令和5年12月支給期の期末勤勉手当の引上げにつきましては、令和5年12月1日に遡って適用いたします。令和6年以降の期末勤勉手当の支給割合配分の見直しにつきまして、令和6年4月1日から施行いたします。第4項につきましては、改正前の規定により支払われた給与を、改正後の規定により支払われる給与の内払いとするものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 以前の説明では、この一般職員で初任給をはじめ若年層に力点を置いて、全体的に引き上げていくというような話がございました。それで前に聞いた話によりますと、平均改定率1.1%の改定率だというのですが、この平均改定率1.1%というのは、何がどのように1.1%なのか、御説明をいただけますか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 改定率でございますが、それぞれ給料表で1級、2級、3級、4級、5級とそれぞれ改定率が異なっております。そちらの平均としたもので、1.1%というような改定率ということで御説明をしております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、給料表がありまして、それぞれ改定率がありますが、誰がどの給料表に該当するのかというのが、職種とか階級とかに関わってきて、複雑な動きをするわけですね。その全体の平均が1.1%上昇ということでよろしいのですね。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 期末手当の支給率が100分の105から2.5ということ、それで、一見すると、下がってしまうような印象を与える記載があるのですが、そうではないと思いますが、もう1回、その辺の下がっているようになっているけれども、実際は0.1か月上がっているわけですね。その関係をもう少し分かりやすく説明していただけますか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 令和5年につきましては、給料表が4月1日に遡るということがありまして、既に令和5年6月支給する期末勤勉手当につきましてはもう支給済みということがございます。ですので、令和5年、例えば0.1か月、勤勉手当、期末手当が上がるという場合には12月期に1年分の0.1か月分を支給するということでの条例改正でございます。

ただ、令和6年度以降につきましては、6月期と12月期にそれぞれ支給がありますので、その0.1か月分を0.05、6月0.05、12月ということで均等に割り振ったということなので、令和5年度と令和6年度、それぞれ、0.1か月というのは変わらないのですけれども、その支給期が令和6年度は6月と12月に分かれるということがありまして、それで一旦、令和5年12月期で0.1か月上げたものを、令和6年度では0.05ずつ配分しますので、一旦下がったようには見えるのですけれども、年間を考えれば0.1か月ということで間違いはございません。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 会計年度任用職員の処遇なのですけれども、全体として給与が上がったということ、そういうお話がありましたけれども、会計年度任用職員というのは、職種によって時給が全く異なりますよね。一般職員の補助とか看護師とか、それからいろいろな現場の作業をなさる方とか。例えば、全部とは言いませんけれども、この一般補助の場合が、949円から1,025円に引き上がったということの説明がございましたけれども、その他の、例えば保育士とか司書とか、それから看護師とかそういう方の時給というのは、幾らから幾らに上がったんでしょうか。茨城県の最低賃金も953円に引き上がった、その反映だと思うのですけれども。

○安見委員長 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

---

午前10時40分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 これは上程されたものということで、まだ可決されたものではございません。

まず、司書ですと、現在1,082円だったものが76円上がりまして1,158円。あと、保育士です。保育士は、現在1,124円が1,198円。看護師です。現在1,255円が1,316円に改定の予定でございます。

○安見委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 反対の立場で討論をいたします。

今、お話がありましたように、初任給をはじめ若年層に力点を置いて全体的に引き上げる平均改定率1.1%、それで高卒者や大卒者の初任給もアップしておりますし、期末勤勉手当もアップされておりますし、これは前進だと思うのです。会計年度任用職員も手当の支給率が上がったし、それから時給も上がったということで、朗報だと思うのです。

しかし、反対する理由は、特別職の期末手当、これも引き上がるわけですがけれども、特別職の給与体系というのは私は結構高い水準にあると思いますので、上げる必要はないと思います。もともと一般職員より高い給与設定になります。それで特別職に連動して議員の手当となる期末手当0.1か月アップになりますけれども、この昨今の御時世の中で物価高、それから給料が上がらない、こういう中で、一般市民の理解を得るのは難しいと考えるためです。問題は、特別職、それから議員の手当を上げるということが、今の状況では問題だと考えております。

以上の点から、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対いたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 私から議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つであります感染症防疫等作業手当は、感染症が発生した場合などに職員が感染症患者の救護に従事したときや、家畜に対する防疫作業に従事したときなどに支給する手当であります。昨今、職員が鳥インフルエンザの防疫作業に従事した状況なども踏まえ、同手当について、国家公務員の同様の手当を定める人事院規則に準じて支給額の引上げを行うため、一部改正をするものでございます。

3ページを御覧ください。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

第4条、感染症防疫等作業手当において、職員が感染症の患者、または疑いのある患者の救護、病原体の付着した物件などの処理作業に従事したときは、1日200円だったものを290円に改めます。感染者の診察や移送など、心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は580円とするものでございます。また、家畜伝染病に感染した家畜、または疑いのある家畜の防疫作業に従事したときは、1日200円だったものを380円に改めます。屠殺作業など、著しく危険な作業に従事した場合は760円とするものでございます。

2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年1月1日から施行するとしております。

以上で議案第75号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

河原井委員。

○河原井信之委員 改正案の心身に著しい負担を与えるということは、どういったことでしょうか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 まず、人に対しましては、直接その人に触る行為、診察をする行為、そ

ういったものが挙げられると思います。また、家畜につきましても、屠殺作業、または家畜に直接触る、そういったものが、著しく危険な、そして心身に負担かかるというような作業として考えております。

○安見委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 鳥インフル、市役所職員の方も5日間早朝から行ったとお伺いしていますが、どれに当てはまりますか。第2号でよろしいですか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 改正案の1月1日から施行となりますと、第4条の第2号に該当いたします。現在、改正前ですと、現行ですと、第4条のやはり第2号に該当いたします。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 はい、わかりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての審査を行います。

なお、議案第76号については、地方自治法第243条の2、第2項の規定により、監査委員から意見を求めることとされており、意見書が提出されております。

資料は、06の1、監査委員からの意見書を御覧ください。

それでは提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 私から議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明申し上げます。

平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過

失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を、条例において定めることができることになりました。

これまで、住民訴訟の対象となる長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合でも個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、このことによる大きな心理的負担によって、職務の執行において萎縮が生じる可能性があるとの指摘がなされてきました。このため、国において、会社法における損害賠償責任を軽減する仕組みを参考に法改正が行われ、負担軽減のための参酌基準が設けられることになりました。本市においても、改正地方自治法の規定に基づき、市長等の損害賠償責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるための条例を制定いたします。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

第1条、条例の趣旨でございます。地方自治法の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任を一部免れさせることに関し、必要な事項を定めることとしております。

続きまして、第2条、損害賠償責任の一部免責でございます。損害賠償責任については、職務上、善意かつ重大な過失がない場合においては、賠償の責任を負う額から地方自治法で定める基準給与年額に市長等の区分ごとに応じた数を乗じて得た数を控除して、得た額について免れさせるといたしております。基準給与年額に乘じる数はそれぞれ各号に定めており、市長は6、副市長、教育長もしくは教育委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は4、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員は2、市の職員は1とするものでございます。

最後に、附則でございます。公布の日から施行するをいたしております。

以上で議案第76号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 損害賠償責任の一部免責ということで、ここに書いてある、例えば市長が6、(2)が副市長、教育長などが4、6、4、2、1というのは、どんな根拠で決められたのですか。法律でなっていたというような話なのですが、何でこういう数字が、なぜこのような数字になったのか、説明願えますか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 こちらは、国会の中の審議において、この免責の部分が審議をされた中において、既にできていた会社法というものの役員の免責に関しての参酌基準というのがありまして、それに基づいて、国が法律に基づきましてこの数を、法律で基準を定めたものでございます。なので、その法律の基準に基づきまして、市もその参酌基準を条例のほうに当てはめたということが実情でございます。

ですので、国会の審議の中で、この6、4、2、1というふうに定めたその点までは、私のほうでは承知はしていないところでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この解釈なのですが、例えば善意で重大な過失がなく、1億円の損害が生じたっていう場合に、6か月分を、例えば市長の年収が1,000万円だとしますよね。そうしますと、6,000万円を引くと、4,000万円が残りますよね。この4,000万円を免責するということになると、市長は6,000万円もというのか、6,000万円を補償することになるということですか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 今、石井委員のおっしゃるとおり、4,000万円が免責をされるというところで軽過失なのか重大な過失なのかというのは、住民訴訟が提起をされて、最終的にはそこは裁判所で判断をされます。その中でこの条例が適用されまして、軽過失であれば、先ほど石井委員がおっしゃられたように、4,000万円が免責になり6,000万円と、それが市長の責任額ということになります。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

西山委員。

[発言する者あり]

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時35分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第76号について、ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 本条例は、現在の笠間市の予算執行に当たり、蓋然性というのでしょうか、起こるべきことが見当たらない。ということは、不要な条例であると私は認識します。

したがって、この議案には反対せざるを得ません。必要ではないと思います。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論はございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 反対の立場で討論をいたします。

この条例は、必要性を感じられる根拠、前提が今、示されなかったということをもって、必要性はないのではないかなというふうに思います。先ほどのお話でも、司法の判断によってその判断がされた場合に、その判断に基づいてこの条例が適用されて免責されるということになるというお話でしたけれども、日本の裁判制度はしっかりした法的基盤を持っておりますので、それに基づいて判断すればいいのかなというふうに思いまして、あらかじめこういう枠組みをつくる必要性はないのではないかなというふうに思いまして、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、根本的に事例があつてからでは遅い問題であること、あと長の市長とか教育委員長の問題のところを私は一番大きく置いているのではなく、職員にもし何かあつたとき、そのときの救済処置という形もこれでは対応できるのではないのかなと思うので、あつてほしくはないですけども、こういったことが。

でも、もしもの場合に備えて、賛成という形で討論します。

以上です。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 では、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、人事課所管分の補正予算について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、主な歳出について御説明いたします。

議案書の20ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬、パート報酬47万円の増のう

ち、33万4,000円が人事課所管分でございます。人事院勧告に基づく給与改定によりまして、育児休業、療養休暇に伴う職員の代替職員などの給与の差額支給額を増額するものでございます。

同目、一般管理費、3節職員手当等、パート期末手当17万3,000円のうち、14万6,000円が人事課所管分でございます。これにつきましても、パート報酬と同様に、人事院勧告に基づく給与改定により、期末手当の差額支給額を増額するものでございます。

21ページをお開きください。

8節旅費、普通旅費187万2,000円の増は、令和6年4月から笠間台湾交流事務所において勤務予定の職員とその扶養親族3人分の渡航のための旅費でございます。新たな勤務地に移転するための鉄道や航空運賃、外国への転居に伴う赴任手当などの費用でございます。

以上で人事課所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午前11時43分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課の飯村です。よろしくお願いたします。

議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、従来のマイナンバーカードに加えスマートフォンにも電子証明書を搭載することで、マイナンバーカードを使わずにスマートフォンで印鑑登録証明書を取得できるようにするため、笠間市印鑑条例の改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をお開き願います。

第13条の2中、個人番号カードの次に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員

○石井 栄委員 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

総務省の発表でも、コンビニでの印鑑証明書の発行において誤発行が見られたという報告もあります。マイナンバーカードに関わるトラブルは、後を絶ちません。今度はスマートフォンによる、そういうシステムによって印鑑証明書の発行を受けるということになりますけれども、このことによって情報の安全性が保たれるという保証はありません。印鑑証明書となりますと財産の管理や契約関係などに必要なものであり、誤発行があれば、その影響は大きいものであります。

コンビニ交付などにはふさわしくない対応であり、反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決します。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。  
提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、市民課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

15ページをお開き願います。

中段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金495万円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金を収入するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。1節報酬から4節共済費までは、職員及び会計年度任用職員の令和5年度給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、12節委託料531万3,000円は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修及び住基ネットセキュリティー情報等収集機能の適用作業の費用でございます。マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修費495万円につきましては、先ほど歳入で御説明をさせていただきました、社会保障税番号制度システム整備費補助金と連動をしております。

続きまして、17節備品購入費15万8,000円は、自動契印とじ機の購入費でございます。自動契印とじ機は、住民票や戸籍など複数枚に及ぶ証明書を交付する際に契印するための機器でございます。合併当時から使用してきました機器に詰まりが生じるようになったため、今回購入するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 24ページの戸籍住民基本台帳費委託料の中、531万3,000円のマイナンバーカードの氏名のローマ字表記と、あと何が含まれているのか、もう一度御説明いただけないでしょうか。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 この委託料531万3,000円のまず内訳でございますけれども、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るこのシステム改修につきましては495万円になります。そして、36万3,000円につきましては、住基ネットのセキュリティー情報等収集

機能の適用作業に係る費用でございます。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 この議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の戸籍住民基本台帳費に関して、これは問題であるという反対討論です。

今説明がありましたように、マイナンバーカードの氏名のローマ字表記のためにシステム改修費495万円を支出したいという、そのような説明がありました。マイナンバーカードによる問題は、後を絶たないわけであります。個人情報や個人情報の企業による利活用につながってしまうという、このような懸念はたくさんございます。

このようなカードの利用促進のために使われるということについては、市民福祉に反する面がありますので、これに反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11時54分休憩

---

午後 零時56分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、政策企画部企画政策課、議案第78号 笠間市公民連携推進条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしく申し上げます。

議案第78号 笠間市公民連携推進条例について御説明いたします。

本案は、様々な地域課題の解決を図るために推進する公民連携に係る方針など、基本的事項を定めるため、制定するものであります。

2 ページを御覧ください。

本条例は、本市のまちづくりや日常生活における地域課題の解決に向けて、様々な機関が主体的に課題解決を図る公民連携によるまちづくりを推進するものでございます。

第1条では、行政サービスの質の向上、領域の最適化と手法の改善等を図り、本市が目指す将来像を実現することとする目的の規定となります。

第2条は、民間、公民連携事業、特定公民連携事業の用語を定義するものです。

第3条では、民間との連携により市民サービスの効果向上及び行政の効率化を可能と考えられるものは、幅広く公民連携の検討を行うという基本方針を規定しております。

3 ページの第4条では、公民連携事業の原則としまして、市及び民間が適切に相互負担を行って相互への効果をもたらすという取組とすることをはじめ、対話の継続、公共的な視点の確保、透明性及び公平性の確保などを第1号から第5号までに規定しております。

第5条では、指針となるガイドラインの作成義務を定めております。

第6条では、特定公民連携事業を規定します。

4 ページを御覧ください。

施設などの工事費がおおむね10億円を超える事業、単年度の運営費がおおむね5,000万円を超える事業、行政サービスの向上や地域への影響等が大きいことが見込まれる事業を公民連携審議会の諮問を経て、整備手法などを決定する特定公民連携事業として指定することを規定しています。

第7条では、特定公民連携事業の指定や評価、公民連携事業の進捗等の評価を担う公民連携審議会の諮問機関として設置することを規定しております。また、審議会の委員は、5名の学識経験者から選任するものとします。

第8条は、市の課題や目標等を示した上での公民連携事業の報酬を規定し、第9条では、公民連携を推進する総合窓口を政策企画部内に設置することを規定するものでございます。

5 ページをお開きください。

附則としまして、本条例は公布の日から施行すること及び第7条で規定する公民連携審議会委員の報酬日額1万円を定めるため、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 御説明ありがとうございました。幾つか質問をさせていただきます。

一つは、条例の前書きの部分、12行の中で、こんなことが書いてありますよね。笠間市

では、これまで各施策の効果向上を目指し、多くの事業で市民の参画をはじめ、民間企業等との連携を図ってきています。しかしながら、地域における多様な問題は顕在化してきており、点々と書いてありまして、今まで幾つか公民連携の取組はあったと。しかしながら、多様な問題が顕在化しておりと。この公民連携の事業を通じて、どのような教訓が得られてきたのか、その辺分かる範囲で結構ですので、お話をいただければと思います。

○安見委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 これまでの公民連携事業で得られてきたものは何かという御質問と受け取りました。

これまでも様々な課題に対しまして、例えば遊休不動産となった学校の跡地の利活用なんかもその一環だと思えますけれども、そういったところで、いかにコストの面も含めて地域の中で中核となる施設をどのような形で何とか守り継いでいくか、そういったところに、民間の費用であったり、運営のノウハウであったり、またさらには既存の制度にはありませんが、指定管理者制度という中でも、その運営の中で民間のノウハウというようなものを取り入れながら進めてきているというところがございます。とはいえ、現状、日常生活におきましては、非常に細かい話をすればですけども、例えばごみがなかなか出せなくなっているとか、本当にそれぞれの環境に応じて、課題は様々になっていることと思えます。

そういった中で、私ども行政の中でも、やはり人、お金、全て含めて有限でございますので、そういったところに、例えばデジタルの力が使えないか。そうなってくると、やはり民間のアイデアであったり、ノウハウであったり、そういったところは必要であろうと。そういうようなことから、より今後も推進していくと。当然全てを民間に委ねるということではもちろん全くございませんけれども、そういった中で民間との協働、もちろん市民の皆様含めてですが、そういったものは今後も必要であるというような観点から、このような前文となっているところでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 第3条には、市民サービスの効果向上及び行政の効率化を可能と考えられるものは、可能な限り公民連携事業として実施することを目指すものとするというふうに書かれてありますけれども、行政の効率化を可能とという中で、行政の効率化というのをどのように把握されて、ここに述べられているのか、お考えを聞かせていただければと思います。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 行政の効率化という御質問でございますが、行政のほうでも現在、市民サービスに係る業務というのが多岐にわたっております。そういう中で、職員数も減っている、減らしているという中で、マンパワーが足りない部分というところを、先進技術を入れたりとか、そういったところで解決できることもあろうかと思えます。そういった

行政の職員数も含めた適正化というものと見合せながら業務に取り組んでいくということ  
を、効率化と考えているところでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 もう一つなのですけれども、ここで次のいずれかに該当する事業は、特  
定公民連携事業として審議会への諮問を経て、推進する整備や運営手法の決定を行うとし  
て、10億円を超える事業、運営費がおおむね5,000万円を超える事業、前項の規定にかか  
わらず、行政サービスの向上や地域への影響等が大きいと見込まれる事業と、このように  
あります。これが、1から3までの中でこの事業の対象にならないものというのは、どう  
いうものがあるのでしょうか。大まかで結構です。

○安見委員長 石井委員、さっきの第3条のところはもう御納得いただいたということで  
よろしいですか。第6条の話に飛んでいますけれども、いいですか。さっき第3条の關係  
で質問されたと思うのですけれども、答弁受けて第6条のほうに進んだということで理解  
してよろしいですか。

○石井 栄委員 いいです。話は伺いました。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 特定公民連携事業につきましてでございますが、行政が行う様々な事  
業がございます。第1号、第2号については、その規模が大きな事業ということで規定し  
ているものでございますが、第3号におきましては、例えばですけれども、学校跡地の活  
用であったりということも現在、民間、公民連携という形で進めているところでございま  
す。

そういった形で、全ての事業を公民連携の可能性を検討してやっていくということで考  
えております。

○安見委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 特定公民連携につきましては、今課長が申し上げましたとおり、あ  
る一定の規模以上の事業については、審議会の中で、その手法、こういった手法が望まし  
いかというものを諮問をかけさせていただいて答申をいただき、その後、当然、議会等へ  
の協議も含めまして決定をしていくという段取りになります。当然ほとんどの事業とい  
うのは、この特定公民連携事業にはなっていないものとなっております。

ですので、通常、私どもが今、基本的に業務を行っている中で、10億円以上の整備事業  
というのはまずそんなに数として上がってまいりませんので、基本的には今までと同じよ  
うな考え方にはなるのですが、ただそれもきちんと条例の中で、ではその効果がどのぐら  
い望まれるのかとか、そういったものをきちんと検討した上で、仮にここに書いてありま  
す第3号の中で、著しいサービスの向上というものを、ここすみません、量的な規定はご  
ざいませませんが、そういうものに該当した場合は、やはり審議会のほうにかけていくとい  
うような形になっておりますので、どちらかという、多くの既存の事業というのはこの特

定公民連携事業、10億円、5,000万円以上の枠の中には多くが入ってくるということではないと思っています。ただ、検討は、同じくこの条文の中で、全て検討を行うという検討からの除外はしておりませんので、事業ごとに協議をしていくという考えであります。

以上です。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今回の御説明に関連してなのですが、3番、第2号の規定にかかわらず、著しい行政サービスの向上や影響等が大きいと見込まれる事業というものに、第3項の除外となる事業というのは今のところどういうものが、これからの除外になるのかなということですが、分かる範囲で。

○安見委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 第6条の事業は除くものというところの部分の御質問でよろしかったですか、除外というのは。

○石井 栄委員 そうです。(3)で、前2号の規定にかかわらず、著しい行政サービスの向上や地域への影響等が大きいと見込まれる事業と書いてありますが、この(3)に当たらない、(3)に、これに該当しないという事業は、現在ではどのようなものがあるのですかということでお聞きをしたのですが。

○安見委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 これすみません説明繰り返して申し訳ありませんが、基本的に特定公民連携事業に該当するものとしめないもの、今現状の事業の中で割り振りをした場合ということになります、当然当たらない事業のほうが基本的に多くなってまいります。

ですので、ここで例えばというと難しいところはあるのですけれども、今後出てくるものも含めてということに、当然、条例これからなりますので、なってまいります、通常、私どもが法定受託事務なんていうものは、この第6条のただし書以降のところ除外という形であらうのですけれども、それ以外の自治事務の中でもある程度、通例的に、もしくは一般的に行われている事業、そういったことで例えば民間の協力もしくは協業というものが入り込む余地がないとか、そういったものは当然除外、除外というか、この第3号では読みませんしというような形で、工夫をしながら進めていくという考えであります。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その説明は、そういうことで。

次なのですが、公民連携審議会と第7条にありますね。第7条の3に、委員5名以内で組織し、学識経験者から市長が委嘱すると、このような記載があります。ここで言う学識経験者というのは、どういうところから選定をしていくのでしょうか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 学識経験者につきましては、現在考えておりますのは、法律関係ということで、弁護士であったり、あるいは公民連携の研究を進めている大学の教授であった

り、そういったところで考えているところです。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、法律に詳しい方や公民連携を研究されている方、そういう方から、専門的な知識のある方からというふうにお聞きしましたけれども、公民連携については、大きく分けると、こういう分類には正しいかどうか分かりませんが、公民連携を肯定的に受け止めて進めようというふうな立場で研究されている方と公民連携はそうではないという方と、いろいろな研究をされている方がいらっしゃいますよね。そういうところは、どのようにこの選定の中で考えていくのでしょうか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 学識経験者のそれぞれのお考えはあろうかと思いますが、公民連携審議会の役割としまして、今後、行政のほうで進めていく事業、公民連携で進めていく事業、どういった手法で進めていくのか、そういったところを提案して、それに対して審議をいただくというところですので、様々な公民連携の手法の知見、お詳しいというような観点で御審議をいただきますので、それぞれの個人個人のお考えというよりは、そういった知識を持っている方の意見をもらうという場で、人選をしていきたいと考えております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 もう一つですが、4番に、審議会に市長が指名する会長及び副会長を置くというふうになっておりますが、あらかじめ会長、副会長は市長が指名して、その方に運営を任すということになろうかというふうに思うのですが、市長が指名するときの会長、副会長の選出の基準というのは、どういうところに置いているのでしょうか。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 明確な基準ということは設けてはおりませんが、これから人選していくという中で、全体のバランスを考えて決めていきたいと考えております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 最後ですが、第9条に、市長は、公民連携事業を推進するための総合窓口を政策企画部内に設置するというふうに書いてありますが、総合窓口を政策企画部内に設置をするということは、この公民連携事業に参画したいという民間の方をここで受付をして、そして関係する部門に振り分けていくというような流れを、フローチャートとしてはそんなふうを考えていらっしゃるのか、あるいはそうではないのか、その辺の、この条文の内容を、ちょっと説明お願したいと思います。

○安見委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 公民連携事業を検討していくに当たって、現在の業務を公民連携で進めていくとかということは、各事業を管轄する担当課で考えていくものでございますが、それを募集するであったり、そういったことは、政策企画部内の窓口のほうで受け付けていくということでございます。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 議案第78号 笠間市公民連携推進条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今聞いた範囲の中での概論的な話になってしまいますけれども、一つは、第6条から見ますと、全てではないですけれども、市の多くの事業が対象にはなるのかなと、こういうふうを考えて受け止めました。それで、実際にどの事業が具体的な対象になるかは今後の議論によると思いますけれども、そのように公民連携の対象になる、私から言えば、懸念があると。第7条の規定から、市政全体を見渡して正確な議論が保障されるのかどうか、私は懸念を持ちました。

第9条の規定から、総合窓口から市役所内の多くの部署に関わっていくことになると思うのですが、民間と公共の連携というのは、これは一概に否定する、全面的に否定するものとは考えていません。しかし、民間との連携というのは、民間が存在するのは、基本的に民間の利益を確保しなければならなくなるわけで、経費はかかることになる可能性があります。そういうこと。それから、公民連携ということが広がっていけば、公共の果たす役割が小さくなっていくのではないかとということで、公共の力がだんだん小さくなっていくのではないかなということで、行政の力が全体として縮小していく、そういう懸念があると。

そういうことから、この促進条例がなくても、現在、公民連携の事業は課題に応じてやっているわけですので、これを促進させる条例というのは、今後の笠間市にとってプラスになるということについては疑問がありますので、反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

18ページをお開きください。

歳入でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、一番上の段の7目まちづくり振興基金繰入金40万9,000円は、本基金を充当して実施しております学務課所管のグローバル人材育成事業の歳出見合いで補正するものでございます。

歳出につきましては、担当課において説明をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、21ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、一番下の段の6目企画費337万2,000円減のうち、企画政策課所管分は18万5,000円でございます。主な内容としまして、1節報酬の1行目、公民連携審議会委員報酬5万円につきましては、先ほど御説明いたしました、笠間市公民連携審議会委員5名の報酬になります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質問を終わります。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 公民連携審議会委員の報酬が計上されておりますので、そのことについて反対をいたします。

以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決します。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 4 分休憩

---

午後 1 時 2 4 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業誘致・移住推進課でございます。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、企業誘致・移住推進課所管分の補正内容の主なものにつきまして説明申し上げます。

まず、歳出ですが、21ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、補正額減額の337万2,000円のうち、当課所管分は減額の355万7,000円であります。主なものは、減額の理由としましては、本年5月末をもって退任した地域おこし協力隊の報酬ほか報償費等の活動費用を減額するものでございます。

次に、40ページをお開き願います。

7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、補正額77万6,000円のうち、当課所管分は7万6,000円であります。内訳は、第12節委託料の老朽状況調査委託料7万6,000円で、9月の議員全員協議会で御報告しました、次年度に実施しますサブリース事業に係るものでございます。空き家の状態を調査しまして、その結果を踏まえて修繕計画を立てるものでございます。

以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

河原井委員。

○河原井信之委員 地域おこし協力隊の方が辞めたということですが、どういう理由でお辞めになられたのですか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 自己都合によって、5月末をもって退職しております。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 自己都合というのは、特に分かりますか。

○安見委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 1年目の活動としましては、移住関係の活動をしており  
ました。その後、移住関連で活動していた道の駅に就職が決まったということで退職して、  
今、道の駅で活動してございます。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質問を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

---

午後1時29分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第86号と議案第87号、関連がありますので、一括で説明を願  
います。

指定管理者の指定について、笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自  
転車駐車場の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 議案第86号及び議案第87号 指定管理者の指定について、一括して説明  
させていただきます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市地域交流センターとも  
べ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場になります。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、笠間市笠間2,372番地5、特定非営利  
活動法人いばらきの魅力を伝える会、理事長金澤大介であり、指定期間は令和6年4月1  
日から令和11年3月31日までの5年間になります。

今回の指定につきましては、任期満了による更新に伴い、公募により指定管理者の募集

を行ったところ、2団体から申請があり、笠間市公の施設における指定管理の手續等に関する条例に基づきまして、11月16日に選定審議会が開催され、審議の結果、積極的な利用促進や来館者のニーズに適応した質の高いサービスの提供など、施設の適正かつ効率的な運営を行う能力とノウハウを有していることから、いばらきの魅力を伝える会が指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、審議結果と併せて総合的な判断の下、今般、指定管理者として指定するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、まず議案第86号について行います。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 総務課所管分について説明させていただきます。

20ページのほうを御覧いただきたいと思います。

歳出になります。

下段のほうの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,347万3,000円のうち、総務課分の主なものは、次の21ページを御覧ください。10節需用費162万5,000円の

うち、消耗品費107万5,000円になります。こちらにつきましては、コピー用紙の全体の使用量は減少しておりますが、単価が約1.4倍になったことから、増額するものでございます。

次に、その下の段になります。2目文書広報費、補正額177万2,000円のうち、12節委託料、電算業務委託料77万円が主なものでございます。こちらにつきましては、内容としましては、市の条例等の例規において、従来、読点はコンマを使用してまいりましたが、国のほうから示されました公用文作成の考え方におきまして、読点は点を使用することが原則というふうを示され、令和4年度から新規制定、改正等では点を用いることとしているため、コンマと点が混在している状況になっております。これらを全て読点を点に改めるため、委託料として計上したものでございます。

続きまして、22ページのほうを御覧ください。

一番下の段になります。13目市民活動費、補正額1,985万1,000円の主なものでございますが、次の23ページを御覧いただきまして、18節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、地域集会所省エネ施設整備補助金でございますが、執行見込額の減少に伴いまして2,000万円を減額するものでございます。

説明のほうは以上となります。よろしく申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 今回の地域集会所省エネ施設整備補助金が2,000万円減ったこの理由は、何なのですか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 当初、予算を要求した段階で、市の総務課、担当課のほうの見込みとしましては、市内全域で168施設ほど地域集会所がございまして、そのうちの半分程度を見込みまして、それぞれの面積規模におきまして補助金としまして、30万円のところが10か所、45万円のほうは43か所、70万円が29か所ということで、全体で82か所のほどの予算を見込んだのですが、現実的にそこまでの設置の希望が出ておりませんので、それに伴いまして今回減額するという考えでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 要するに、希望が予想まで行っていなかったということなのですね。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それは、どういう理由ですか。地域集会所のその施設を入れるための地域の負担金が高いということが、大きな理由なのですか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 補助率が5分の4ということなので、確かに5分の1は地域から、管理している行政区等からの持ち出しは発生しておりますが、それよりも今、必要性と申しますか、地域集会所自体の利用頻度等もございまして、エアコンを整備するまでに至っていないというような状況があるというふうには聞いております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

では、私から一つ確認です。先ほど電算業務委託で、条例のコンマを点に変える作業で、予算が計上されました。素朴な疑問として、こういう条例だよということを示されて、一言一句、1文字替えるためには、条例改正なんかでやってきたと思うのですが、コンマを点に替える作業は条例の改正という扱いにはならなくていいのでしょうか。そこが聞きたいのです。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 コンマを点に替えることについて、一括で3月に上程するというので。

○安見委員長 改定となるということですね。分かりました。ありがとうございます。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

---

午後1時39分再開

○安見委員長 次に、財政課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 財政課でございます。

議案第91号のうち、財政課所管分につきまして御説明をさせていただきたいと思いを。まず、予算書の8ページをお開きいただき、御覧いただきたいと思いを。

第3表、債務負担行為補正でございます。

そのうち、財政課所管分は、表の中段辺り、電子調達システムヘルプデスク業務委託、令和6年度の期間として、限度額85万8,000円を設定するものでございます。これにつきましては、物品購入や役務の提供に関する電子入札システム、いわゆる電子調達システムの運用におきまして、入札参加業者からのシステムに関する様々な問合せに対応するヘルプデスク業務を外部委託する内容のものでございます。その際に、今年度中に契約に向けた事務を進め、新年度4月1日よりスタートさせたいことから、今回設定するものでございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと思いを。

第4表、地方債補正でございます。

市道整備事業債（狭あい道路整備事業等促進事業）におきましては、対象事業における国費充当額の変更により、また常備消防車両更新事業債につきましては対象事業費の確定によりまして、それぞれ起債限度額を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございます。

17ページを御覧いただきたいと思いを。

下の段辺りでございます。第19款繰入金、第1項特別会計繰入金、4目市立病院事業会計繰入金27万5,000円の計上につきましては、市立病院で前年度購入しました軽乗用の電気自動車に対しまして、経済産業省所管の管轄のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金55万円が今年度、市立病院事業会計に入ってきてございまして、前年度、対象事業費の2分の1負担ルールにて一般会計が半額負担しておりますので、半額市立病院のほうへ繰り出しているものですから、今回その収入の補助金の半額分を一般会計に繰入れするものでございます。

その下の第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,824万9,000円の増は、今回補正予算の一般財源として計上したものでございます。

次に、18ページを御覧いただきたいと思いを。

中段辺りでございます。16目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金17万5,000円の増額は、ふるさと納税によりいただきました寄附金を当該基金に積み立てて、本年、令和5年度の対象事業の財源として、当該基金を取り崩して使用するものでございます。

次に、19ページを御覧いただきたいと思いを。

第22款市債ですけれども、先ほど第4表、地方債補正で説明させていただいたものでございます。

続きまして、歳出でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、23ページを御覧いただきたいと思います。

14目基金費の補正につきましては、ふるさと納税分の積立てにおきまして、新型コロナウイルス感染症対策基金への積立金と元気かさま応援基金への積立金にて組替えをするものでございます。

次に、ページ飛びますけれども、48ページを御覧いただきたいと思います。

第11款公債費、第1項公債費、1目元金19万6,000円の増額、その下の2目利子43万3,000円の減額につきましては、今年度支払う元利償還金の額の見込みによるものでございます。

次のページ、49ページを御覧いただきたいと思います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費につきましては、1目病院事業支出金から4目下水道事業支出金まで、地方公営企業に所属する職員の児童手当の負担をはじめ公営企業への繰出基準に基づくものなどの合計で289万6,000円の増となります。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

---

午後1時46分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資産経営課長塩畑 猛君。

○塩畑資産経営課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、資産経営課所管分につきまして主なものを御説明申し上げます。

歳入でございます。

予算書の17ページを御覧ください。

上から2段目でございます。17款財産収入、2項財産売払収入、1目1節不動産売払収入の補正額9万1,000円は、長狭物の市有地を売却したことによる収入でございます。

次に、18ページを御覧ください。

下段でございます。21款諸収入、4項雑入、5目2節雑入1,338万9,000円のうち、資産経営課分は、説明欄の2行目、建物災害協賛金56万1,000円は、市民球場の落雷事故による建物損害の保険収入でございます。

3行目、自動車損害共済解約返戻金1万6,000円と、4行目、自動車損害災害共済金40万円は、公用車の盗難による保険の解約返戻金と自動車損害の保険収入でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の21ページの下から2段目になります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節使用料及び賃借料の補正額246万3,000円の減額は、複合機のリース料が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

---

午後1時50分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎由美子でございます。よろしくお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の税務課所管分について御説明いたします。

補正予算書の14ページを御覧ください。

歳入につきまして、一番上になりますが、1款市税、1項市民税、2目法人分、現年課税分の6,000万円の増につきましては、上半期の申告実績により補正するものでございます。

2項1目固定資産税、現年課税分の3,000万円の増につきましては、家屋の新築や企業の設備投資等が順調であったことによる補正でございます。

4項1目市たばこ税現年課税分の1,500万円の増につきましては、加熱式たばこの販売本数の伸びによる補正でございます。

次に、10款地方特例交付金、2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の810万4,000円の増につきましては、令和5年度の課税実績に基づき特例の対象が確定したことによる補正でございます。この特例措置は、コロナ禍の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業を応援する観点から、生産性が向上する一定の機械設備等に関し減額した固定資産税について相当額を補填するため、交付されるものでございます。

補正予算書の23ページを御覧ください。

歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴收费、12節委託料99万円の増につきましては、個人住民税における令和6年度からの森林環境税導入に係るシステム改修業務等の委託料でございます。

以上で議案第91号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午後 1 時 5 3 分休憩

---

午後 1 時 5 4 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、収税課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

収税課長藤田 優君。

○藤田収税課長 それでは、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の収税課所管分について御説明いたします。

補正予算書の23ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、パートタイム会計年度任用職員の人件費につきまして、人事院勧告に基づく給与改定並びに共済組合事業主負担金率の改定に伴い、増額補正するものでございます。

ページの最下段を御覧ください。2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、1節報酬の補正でございます。内容としましては、説明欄にございます、会計年度任用職員に係るパート報酬129万円のうち、収税課所管分は58万7,000円の増でございます。

続きまして、24ページの上段を御覧ください。

3節職員手当等の補正でございます。パート期末手当21万6,000円の増のうち、収税課所管分は12万6,000円の増でございます。

続いて、その下の4節共済費でございます。パート共済組合負担金14万7,000円の増のうち、収税課所管分は6万円の増でございます。

以上で収税課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 6 分休憩

---

午後 1 時 5 6 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、危機管理課所管分について御説明いたします。

歳出、22ページを御覧ください。

下から2段目、第2款総務費、第1項総務管理費、12目交通安全対策費、補正額8万1,000円の増は、給与改定などに伴い、交通安全教室の開催をはじめ、交通安全活動推進に関わる会計年度任用職員1名について、1節報酬7万円の増や3節職員手当等に、パート期末手当として1万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 8 分休憩

---

午後 1 時 5 8 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間支所地域課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間支所地域課長根本 薫君。

○根本笠間支所地域課長 笠間支所地域課根本です。よろしくお願ひいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、笠間支所地域課所管分について御説明いたします。

42ページをお開きください。

一番上の行になります。8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、3節職員手当等時間外勤務手当笠間支所地域課分9万2,000円の増でございます。内訳としましては、台風時の警戒体制業務と防災関係業務によりまして、時間外手当を増額補正するものです。

笠間支所所管分につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 0 0 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

岩間支所地域課長島田 茂君。

○島田岩間支所地域課長 岩間支所です。よろしくお願ひします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、岩間支所地域課所管の補正予算について御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げますので、お手数ですが、22ページをお開き願ひします。下から3段目になります。

歳出の補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、9目岩間支所費、補正額は80万2,000円の増額補正で、補正後の金額は2,334万7,000円でございます。補正額の内訳ですが、10節需用費の修繕費で80万2,000円の増でございます。補正予算の内容でございますが、市民センターいわま、4か所の建物修繕で、緊急で修繕する必要があるため、補正するものでございます。

以上が岩間支所地域課所管の補正内容でございます。よろしく御審議願ひします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

○西山 猛委員 4か所教えてください。

○安見委員長 岩間支所地域課長島田 茂君。

○島田岩間支所地域課長 初めに、2階岩間図書館北側の排煙窓、これが開閉時にゆがみや隙間があるため、建物及び建具や開閉装置の交換をするものです。

また同じく、排煙窓下にあります緊急時の非常用扉の鍵の故障がございまして、そちらの扉の修繕をするものです。

また、3階、岩間公民館南側の多目的トイレの壁タイルが剥がれ落ちまして、浮いている部分も多いため、そのタイルの除去及び塗装による改修です。

それと同じく、3階南側の空調設備室のドアノブのハンドルを受け部分が破損しているため、改修をするものです。

以上4か所になります。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午後 2 時 0 3 分休憩

---

午後 2 時 1 1 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課です。よろしくお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境政策課所管分につきまして説明いたします。

7ページを御覧願います。

繰越明許費補正、最上段の4款衛生費、1項保健衛生費、脱炭素社会実現事業520万8,000円でございます。住宅の自家消費を対象とした蓄電池太陽光発電設備費補助金につきまして、設置の時期により補助金の活用ができない市民をなくすことで、再エネ導入の促進を図るため、見込み件数分を繰り越すものです。

次に、歳出につきまして、事項別明細書により説明いたします。

32ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額492万3,000円の主なものは、12節委託料の増額と18節負担金補助及び交付金の減額でございます。増額の委託料につきましては、脱炭素地域計画の策定業務委託料264万円を計上するものです。減額の負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物価高騰対策として、市民の燃料費の負担軽減を図る高効率な給湯器の導入を促進するための補助金を計上しておりますが、本補助との併用ができない国などによる住宅の建て替

えや新築等に対する補助金の活用により本事業の対象とならない案件が多いことから、住宅用高効率給湯器設置費補助金800万円の減を計上するものです。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

副委員長。

○川村和夫委員 先ほど説明ありました、18節の負担金補助及び交付金の住宅用高効率の800万円の減額というのは、使い勝手が悪かったということですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 おっしゃるとおり、やはり新築とか改築のときに合わせて実施される方が多くて、別の国の補助金を活用する方が多かったために併用ができなくて、うちの補助金の活用が悪くなっていると推察しております。

○安見委員長 副委員長。

○川村和夫委員 国の補助金と市の補助金の使い勝手というか、国のほうが簡単に手続きできるとか、そういうことだったのですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 国の補助金に関しては、建て替えとか新築のときに住宅メーカー等が補助申請等できるようになっておりますので、そちらでの対応がしやすいという部分はあるとは思っております。

ただ、うちのほう、結局コロナ対策の国の補助金を活用しての補助になりますので、それと国の補助が合わさってしまうことはできないということでの減額でございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 この補助金が減額された分は、同じコロナに関わる補助金に回すこととかはできるのですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 企画財政のほうで調整することになると思いますが、うちのほうとしては、環境政策課として、ほかに使うところは今のところ考えておりません。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午後 2 時 1 6 分休憩

---

午後 2 時 1 7 分再開

○安見委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資源循環課、議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 資源循環課の友部でございます。よろしく申し上げます。

議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、改正の経緯について説明させていただきます。

土砂等による土地の埋立て等を行うには、埋立て等を行う土地の面積が5,000平米以上の場合には茨城県知事の許可、5,000平米未満の場合には笠間市長の許可が必要となります。

令和5年6月1日、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の条例改正が施行されまして、市町村が許可する5,000平米未満の埋立事業に対しても、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対して、土砂等受入概要書及び適合証明書の交付携帯が義務づけられました。これを受けまして、市が許可した事業についても、県条例で定める書面を交付、携帯しない者に対して、停止命令や許可取消しが行えるよう市条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

資料4ページを御覧ください。

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、第23条、停止命令等において、第1項を第1号と第2号に整理し、また第1項第3号や第2項において、書面を交付、携帯しない者に対する停止命令に関する規定を、第24条においては、県条例に違反した者への許可取消しに関する規定を追加しております。

5ページを御覧ください。

次に、第27条、罰則において、第1項第4号中、第23条の次に、第1項第1号もしくは第2号を追加し、第2号は罰則規定について追加しております。

なお、本改正に係る罰則の内容につきましては、水戸地方検察庁との事前協議が完了しております。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

議案第79号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

河原井委員。

○河原井信之委員 身分の証明書を携帯せずに土砂等を事業区域に搬入する者に対して命令することができるということですが、この許可の取消しというのは、建設業の許可ですか。何の許可。

○安見委員長 資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 この搬入、県条例の土地の埋立てと現場に搬出するダンプの運転手に、今回証明書を、関係書類を発行するわけなのですけれども、その者に対して、適合証明書とか土砂等受入概要書を交付するのですけれども、それをなくすということになります。

○安見委員長 小里部長。

○小里環境推進部長 今、委員からの質問については、許可の取消しという話で御質問いただいたと思います。

やはり、許可の取消しに関しましては、笠間市の残土条例に基づく許可を得ていた場合に、県の条例や笠間市の規則、これに従わない場合については許可の取消しもあり得るということでの条例での決め事でございますので、許可というのは、建設業とか、他法令による許可とか、そういうものではございません。

笠間市の残土条例で許可を受けていた場合に、それを許可の取消しをする場合もあるということでございますので、御了承いただきたいと思います。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○川村和夫委員 最後の罰則規定のところで、追加された水戸検察庁と協議をしたとあるのですけれども、どのようなやり取りをするのかと、この要件というのは6か月以内、50万円、どのように決めるのでしょうか。

○安見委員長 資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 事前協議の内容なのですけれども、なぜ事前協議をしたという

ことだと思っておりますけれども、条例は地方公共団体が地域の実情に合わせて独自に制定するものではございますが、特に罰則を設ける場合にはその内容を慎重に判断しなければなりませんと思っております。検察庁と事前に協議することによりまして、他法令と比較して量刑、要は刑の重さですね、そちらが適切かどうかを、あとは罰則を適用されるのが実効性があるかなど、より確実に検討を進めることとございます。

なお、検察庁の事前協議につきましては、県の市町村課から各市町村に通知が出されておりまして、罰則を設ける場合の注意喚起もされているということとございます。

なお、茨城県の条例と量刑は、同じ重さとしております。

以上でございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第89号 工事請負契約の変更についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 議案第89号 工事請負契約の変更について内容を御説明いたします。

本案は、令和3年第3回定例会、議案第73号において議決をいただき、同年9月15日に工事請負契約を締結し、工事を進めておりました諏訪クリーンパーク第2期建設事業における最終処分場建設工事において、本年1月6日に浸出水貯留槽の水張り試験中に、プレキャストコンクリート擁壁の一部が倒壊する事故が発生しまして、貯留槽の再建工事を行うため、現場打ちコンクリート擁壁とプレキャストコンクリート擁壁とを再検討した結果、工期や経済性について優位性のある現場打ちコンクリート擁壁に工法を変更したことによる工事請負契約の変更でございます。

契約についてでございますが、工事請負業者である株式会社熊谷組首都圏支店と随意契

約により仮契約を11月21日に締結いたしました。

次に、契約でございますが、前回の契約金額は、令和4年11月18日の変更契約締結において、6億8,354万円でございます。今回変更する金額は、4,651万9,000円の減額でございます。

本案は、変更に伴う仮契約を締結したものでございまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第89号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について内容を御説明いたします。

本案は、笠間市と茨城町によるし尿処理施設の設置に関する新たな一部事務組合の設立を目的としたものであります。

新しいし尿処理施設の設置に関して、本年3月22日に笠間市茨城町広域し尿処理に関する基本合意書を締結し、4月13日に笠間市茨城町広域し尿処理施設整備促進協議会を設立しました。その後、同協議会において、組合の名称や令和6年度当初予算などを決定し、茨城県との協議を得て組合規約を作成するなど、組合設立に向けた準備を進めてまいりました。

新たな一部事務組合を設立するためには、地方自治法第284条第2項により、関係地方公共団体による協議により規約を定め、県知事の許可を得て設立することができるとされております。また、同法第290条において、この協議については関係地方公共団体の議会

の議決を得なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

規約の主な内容について御説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。

規約は、第1章、総則、第1条、組合名称から第5章、補則、第14条及び附則までとなります。

初めに、第1章、総則についてですが、第1条で、組合名称は茨城県中央環境衛生組合、第2条で、構成団体は笠間市、茨城町、第3条で、組合の事務所の位置を茨城町役場の所在地である茨城町大字小堤1,080番地、第4条で、共同処理する事務はし尿処理施設の設置に関する事務と規定しております。

〔発言する者あり〕

○友部資源循環課長補佐 失礼しました。第4条ですね。第4条で、組合の事務所の位置を茨城町役場の所在地である茨城町大字小堤1080でございます。失礼しました。

第3条で、共同する事務はし尿処理施設の設置に関する事務と規定しております。大変失礼しました。

次に、第2章、組合の議会についてでございますが、第5条で、組合議員の定数は8人で、笠間市、茨城町ともに4人、第6条で、任期は2年、第7条で、議長及び副議長を各1人と規定しております。

3 ページを御覧ください。

次に、第3章、組合の執行機関についてですが、第8条から第10条で、管理者、副管理者、会計管理者を各1人、第11条で、監査委員は組合議員の中から2人とし、管理者が組合議会の同意を得て選任する。第12条で、組合職員についてを規定しております。

4 ページを御覧ください。

次に、第4章、組合の経費についてですが、第13条で、経費の支弁方法として、組合の経費は構成団体の分賦金、使用料、手数料、国庫支出金などの収入をもってこれに充て、分賦金は組合の議会の議決を得て、定めた割合によって負担することと規定しております。

次に、第5章、補則についてですが、第14条で、この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合の議会の議決を経てこれを定めることと規定しております。

最後に、附則といたしまして、この規約は、令和6年4月1日から施行する。組合議員の選出、その他この規約を施行するために必要な準備行為は、茨城県知事の許可を受けて、規約の施行前においても行うことができることとしております。

以上で議案第90号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長補佐友部光治君。

○友部資源循環課長補佐 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、資源循環課所管の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、債務負担行為の補正でございます。

9ページをお開き願います。

資源循環課分は、上から2段目の公害分析測定及び水質等検査業務委託で、限度額1,710万円でございます。内容は、環境センターの公害分析測定及びその周辺の水質検査と諏訪クリーンパーク及び大郷戸清掃センター跡地の浸出水や放流水及び周辺地下水などの水質検査を委託する費用でございます。この委託業務につきましては、4月から測定を始め、毎月1回、年12回実施することから、本年度内に契約事務を進める必要があるため、今回計上させていただいたものでございます。

次に、歳入でございます。

14ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、3目衛生費負担金、補正額57万3,000円の減でございます。内容は、最終処分場諏訪クリーンパークの運営事業費の確定によります水戸市からの運営負担金の減でございます。

18ページをお開き願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、11目福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金、補正額50万4,000円の増でございます。内容は、福ちゃんの森公園運営管理運営基金の繰入金でございます。

次に、21款諸収入、4項雑入、5目雑入、補正額1,338万9,000円の増のうち、資源循環課所管分は、環境センター資源物処理売払代金1,100万円の増でございます。内容は、国内の鉄スクラップの需要不足により、価格が上昇したためでございます。

次に、歳出でございます。

33ページをお開き願います。

2目塵芥処理費、補正額2,744万9,000円の減でございます。その主な内容は、10節需用費3,141万4,000円の減は、環境センター及び諏訪クリーンパークでの光熱費や医薬材料費等の事業費の確定によるものでございます。

次に、3目し尿処理費、補正額は1,844万2,000円の減でございます。内容は、茨城地方広域環境事務組合分担金において、事業費の確定によるものでございます。

次に、4目エコフロンティアかさま対策費、補正額75万5,000円の増でございます。内容は、福ちゃんの森公園に勤務する会計年度任用職員の報酬などでございます。

資源循環課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午後2時39分休憩

---

午後2時40分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課、議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いいたします。

議案第88号 指定管理者の指定について御説明させていただきます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間クラインガルテン、指定管

理者として指定する団体の名称は株式会社マイファームでございます。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。今回の指定につきましては、令和4年度から公募により選定された同社が指定管理を行い、2年間の指定管理期間を経て、令和6年度から民間運営へ移行することとしておりましたが、令和4年度の1年間の指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症などの影響により民間運営に向けた事業の検証、効果が十分に確保できなかったことなどから、令和6年度を引き続き指定管理期間とし、令和7年度からの民間運営に向けて準備を進めていくものでございます。

提出された事業計画等を選定基準に基づき審査した結果、施設の設置目的と株式会社マイファームの企業理念が合致しており、目的に沿った管理運営ができること。また、地域住民と連携するとともに、地域資源を利活用することで地域活性化が図られることから、指定管理者選定審議会において指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいたことにより、今回正式に指定管理者として指定するものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま指定管理者として、地域との連携が図られるというふうな確証を得たと、そういう評価が得られたということなのですが、その辺、説明していただけますか。どういうふうな評価だったのか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 地元住民と連携しております、いろいろなお祭りなんかと一緒にやっているような実績もありますし、そういうイベントのときに連携してやっているような状況でございます。そのようなことから、評価されたところなのかなと思っております。

○安見委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 たくさん、きちんと入居者がいらっしゃるとかという話はいっぱい伺っておりますが、評価のほう自体はどこがやられているのですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 笠間市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、指定管理者選定審議会が設置されておりますので、そこで審議されて評価をしているところでございます。

○安見委員長 いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 続きまして、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）農政課所管分について御説明させていただきます。

まず初めに、歳入を御説明いたします。

16ページをお開きください。

補正予算総額は、107万7,000円の増額でございます。歳出において重複する内容については、詳しくは歳出で御説明させていただきます。

最下段になります。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金34万8,000円の増は、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の事業費確定により増額をするものでございます。

19ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入、増額1,338万9,000円のうち、農政課所管分は72万9,000円の増額です。

説明欄の下から2番目、農業再生協議会負担金48万4,000円の増は、会計年度任用職員の人件費の増による歳出の見合いにより増額となるものでございます。

次の補助対象財産収益金24万5,000円の増は、令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した笠間栗ファクトリーにおいて、補助対象となる敷地内を有償貸付けすることにより生じた収益を国庫納付するための収入をするものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出を御説明いたします。

補正予算総額は、40万9,000円の増額でございます。

会計年度任用職員に関わる人件費につきましては、省略させていただきます。

34ページをお開きください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、10 節需用費10万1,000円の増は、鳥獣捕獲活動や解体作業に伴う実施隊員の飲物代として増額するものでございます。

18 節負担金補助及び交付金70万9,000円の増のうち、補助対象財産国庫納付負担金24万5,000円の増は、笠間栗ファクトリーにおいて補助対象となっている敷地内の有償貸付けにより生じる収益に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付するため、増額するものでございます。

続きまして、環境保全型農業直接支援対策事業補助金46万4,000円の増は、化学肥料や農薬の低減など環境に優しい農業に取り組むための経費を支援するもので、実績により増額するものでございます。

21 節補償補填及び賠償金20万5,000円の増は、イノシシ捕獲時にわなが損傷してしまうことから補償しているものであり、実績に応じて増額するものでございます。

4 目水田農業費、18 節負担金補助及び交付金194万9,000円の減のうち、水田農業奨励事業補助金53万1,000円の減は、主食用米に代わる転作作物として麦、大豆、飼料作物などの栽培面積の実績により、減額するものでございます。

新規需要米流通助成事業補助金141万8,000円の減は、飼料用米や飼料用稲の流通経費に対し支援するもので、飼料用米等の栽培面積が減少したため、減額するものでございます。

6 目農地費、18 節負担金補助及び交付金、小規模土地改良事業補助金90万3,000円の増は、国や県の補助事業要件に該当しない小規模な事業であり、来年の水田作付に向けた用水確保のため、水環境の改修、土砂撤去、パイプラインなどの補修工事を行うため、増額するものでございます。

農政課所管分の補正予算の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 2 分休憩

---

午後 2 時 5 2 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工課の小松崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、商工課分の補正予算内容について御説明させていただきます。

歳入の補正はございませんので、歳出の内容につきまして御説明をさせていただきます。36ページをお開き願います。

中段、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、10節需用費11万3,000円は、修繕料としまして、石の百年館のLED照明器具を交換するための経費でございます。

次の段、18節負担金補助及び交付金1,100万円は、自治金融・振興金融保証料補給補助金としまして、中小企業事業資金融資あっせん規則に基づく融資保証料の補給金でございます。当該年度の融資件数が増加したことによりまして、補正するものでございます。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

副委員長。

○川村和夫委員 先ほどの一時金の件数がどのぐらい増えたのですか。合計で幾らでしょうか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 令和5年度の10月までの融資件数で自治金融73件、振興金融2件を支出してございます。

○安見委員長 増加した数は分かりますか。

○小松崎商工課長 増加した数、昨年度、令和4年度ですと、自治金融が54件、振興金融が3件で、令和4年度で合計で57件ございましたが、今年は10月までで75件の融資を実施してございます。

○安見委員長 よろしいですか。

副委員長。

○川村和夫委員 増えた要因とか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 増えた要因というのは、コロナ禍が一段落して、企業の活性化がされてきたものかと考えております。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

---

午後 2 時 5 8 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の観光課所管分の補正内容について御説明いたします。

初めに、繰越明許費でございます。

予算書の7ページをお開き願います。

上から2行目の6款商工費、2項観光費、事業名笠間工芸の丘整備事業（ギャラリー備品購入等）1,113万8,000円でございます。整備事業の中で、新たに設置いたします彫刻家能島征二氏のギャラリーのオープンが令和6年6月に決定したことに伴いまして、彫刻を設置するための台座製作や作品の運搬、設置の時期が令和6年2月から5月までというふ

うになるため、繰越しをするものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。

予算書9ページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、来年4月当初からの業務を実施するため、今年度中に契約事務が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

観光課所管分3件ございまして、まず上から3行目、笠間コンシェルジュ業務委託料、限度額1,040万5,000円でございます。観光案内等に係る事務を委託する業務となります。事業内容としましては、笠間コンシェルジュ、今22名ございますが、観光ガイドや観光キャンペーン、情報発信等の業務、笠間の駅前の観光案内所、稲荷駐車場観光案内所の運営業務等案内業務を中心にするものでございます。

続きまして、1行下のバーチャル観光案内システム運営業務委託257万4,000円でございます。この業務委託でございますが、道の駅かさま、友部駅、岩間駅にそれぞれ設置して運用をしておりますデジタルサイネージ観光案内のシステム運用費となります。

10ページをお開き願います。

ページ中央の2の変更の欄でございます。あたごフォレストハウスほか2施設、指定管理料の限度額700万円の増額変更となります。期間は令和6年度から令和10年度までの5年間で、変更はございません。変更理由でございますが、今年度、あたごフォレストハウスをリニューアルしておりまして、新たに飲食物販スペースを整備してございます。令和6年度からの運営となります。現段階では利用者数やその辺が見通せないという状況でございます。安定した運営が図られるまでの間、指定管理料の限度額を増額するというようなものでございます。契約につきましては、収支に合わせまして年度ごとに指定管理契約を結んでまいりますので、請負事業者のほう黒字化を進めていくということで、指定管理料の減額につなげてまいりたいと考えてございます。

続きまして、歳入はございませんので、歳出について御説明を差し上げたいと思います。

36ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、8節旅費、補正額17万9,000円の増は、台湾交流事務所の移転に伴うものでございます。

12節委託料、補正額430万1,000円の増でございますが、台湾交流事務所移転業務委託料でございます。内容としましては、事務所移転に伴い発生いたします新しい事務所の家賃、備品、引っ越し費用や事務所の登録変更手続等というふうになります。

続きまして、3目観光施設費、10節需用費、補正額99万円の増でございます。佐白山の山麓公園のトイレの照明交換及び多目的大小便器のフラッシュバルブや自動水栓の交換をする修繕費用となります。

14節工事請負費、補正額129万8,000円の増でございます。指定管理しております、笠間の家の改修工事費となります。屋根の明かり取りになっておりますトップライトの部分か

らの雨漏りが発生してきてございまして、それに伴う整備などを実施するというものでございます。

以上が観光課所管分の補正内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 3 分休憩

---

午後 3 時 0 4 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

会計課長前嶋典子君。

○前嶋会計課長 会計課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明を申し上げますので、お手数ですが、21ページをお開き願います。

下から3枠目となります。2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、1節報酬でございまして、人事院勧告に基づきまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬額単価が令和5年4月に遡って引き上がることとなったため、11万円の増額補正でございます。補正後の報酬の予算額は152万、6000円となり、これと時間外勤務手当の補正を含んだ会計管理費の予算総額は3,754万7,000円となります。

以上が会計課所管の補正内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 6 分休憩

---

午後 3 時 0 6 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、議会事務局所管分について御説明をいたします。

資料の8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為の補正でございます。

一番上の段、議会だより作成業務委託でございますが、期間につきましては令和6年度、限度額370万円を設定するものです。例年、第1回定例会の内容を5月中に発行するには、年度当初から速やかに業務を執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、歳出でございます。

20ページを御覧ください。

1款1項1目議会費、3節職員手当等130万2,000円のうち、議会事務局所管分は、議員分期末手当102万2,000円の増額でございます。令和5年度人事院勧告の内容を踏まえ、12月期の期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議ありませんでしたので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

---

○安見委員長 その他、何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上をもちまして総務産業委員会を閉会いたします。

午後3時10分散会